

公布された規則のあらまし

佐賀県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則（規則第七八号）

- 1 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律の改正に伴い、引用条項を改めることとした。（第五条及び別表関係）
- 2 この規則は、公布の日から施行することとした。